

サービス報酬単価について

介護予防ケアマネジメント

利用サービス	ケアマネジメント種別	単位数
予防給付	介護予防支援	430単位／月
総合事業＋予防給付	介護予防支援	
総合事業	介護予防ケアマネジメントA	

加算については、要件が合えば、現在のものを引き続き算定。ただし、介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメントの移行は、初回加算の対象外

ケアマネジメントに係る手間に変わりはないことから、単位数は現行の国基準どおりとする。（変更なし）

介護予防型訪問サービス・ 介護予防型通所サービス単価について

利用実績が少ない場合に適用する「実績払い
報酬区分」と、サービス利用回数が一定数を超える場合に適用する「包括報酬区分」で構成する、2段階の報酬区分を設定
(単位数は国の基準をそのまま適用)

生活支援型訪問サービス・ 選択型通所サービス単価について

サービス提供従事者やサービス実施内容を緩和することから、人員基準欠如による減算規定（70／100）を準用し、現行相当の7割の単位数に設定

報酬区分は、現行と同様に利用回数に上限を定め、利用した時間やサービス内容に応じた実績払い報酬区分を設定

介護予防型訪問サービス

※1単位=10.70円

対象者	月の利用回数	単位数
週1回程度 (事業対象者・要支援1・要支援2)	4回まで	266単位/回
	5回(5週目)	1168単位/月
週2回程度 (事業対象者・要支援1・要支援2)	4回まで	266単位/回
	5～8回まで	270単位/回
	9～10回(5週目)	2335単位/月
週2回を超える程度 (事業対象者※・要支援2) <u>要支援1の設定はなし</u>	4回まで	266単位/回
	5～8回まで	270単位/回
	9～12回まで	285単位/回
	13回以上(5週目)	3704単位/月
20分未満の短時間サービス	22回まで	165単位/回

加算・減算については、要件が合えば、現在のを引き続き算定

※事業対象者は要支援1相当。ただし、必要性が認められる場合のみ、要支援2と同等にサービス利用や算定を可能とする。

生活援助型訪問サービス

※1単位=10.70円

対象者	月の利用上限回数	単位数
要支援1 事業対象者	8回	【15分未満】 42単位/回
		【15分以上30分未満】 84単位/回
		【30分以上45分未満】 126単位/回
要支援2 事業対象者※	12回	【45分以上】 157単位/回

加算・減算の設定はなし

※事業対象者は要支援1相当。ただし、必要性が認められる場合のみ、要支援2と同等にサービス利用や算定を可能とする。

介護予防型通所サービス

※1単位=10.45円

対象者	月の利用回数	単位数(案)
要支援1 事業対象者	4回まで	378単位/回
	5回以上	1,647単位/月
要支援2 事業対象者※	4回まで	378単位/回
	5~8回まで	389単位/回
	9回以上	3,377単位/月

加算・減算については、要件が合えば、現在のものを引き続き算定

※事業対象者は要支援1相当。ただし、必要性が認められる場合のみ、要支援2と同等にサービス利用や算定を可能とする。

選択型通所サービス

※1単位＝10.45円

対象者	月の利用上限回数	単位数
要支援1 事業対象者	8回／月	【必須サービス】 163単位／日 【選択サービス】 送迎サービス(片道) 入浴サービス 食事サービス 各32単位／日 (送迎サービス往復 64単位)
要支援2 事業対象者※	12回／月	【1日の上限】 291単位

加算・減算の設定はなし

※事業対象者は要支援1相当。ただし、必要性が認められる場合のみ、要支援2と同等にサービス利用や算定を可能とする。